

令和6年度 事後評価書要旨

対象事業名	木曽川水系連絡導水路事業
1. 事業の目的	
<p>① 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給) 木曽川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保された流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を図るための容量(5,300万m³)のうち、4,000万m³の水を一部は長良川を経由して木曽川に導水し、木曽成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保する。</p> <p>② 新規利水の供給 徳山ダムに確保された愛知県の水道用水として最大2.3m³/s、名古屋市の水道用水として最大1.0m³/s及び名古屋市の工業用水として最大0.7m³/sを導水し、木曽川において取水を可能とする。</p>	
2. 事業の必要性	
<p>① 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給) 木曽川水系は従来から渇水の頻発する水系であり、昭和58年度から令和4年度までの40ヶ年において、愛知用水では22ヶ年、木曽川用水では16ヶ年において取水制限が実施され、減圧給水、一時断水等の影響が生じている。平成6年には、木曽川水系でも木曽川や揖斐川の本川が干上がり河川環境に深刻な影響を与えるとともに、社会経済活動が停滞する事態となった。 以上のことから河川環境の改善及び社会経済活動の維持のために本事業を実施する必要がある。</p> <p>② 新規利水の供給 名古屋市工業用水道事業において今後想定されている工業用水の需要増加に対応するため、徳山ダムにおいて開発した開発水を取水施設のある木曽川に導水する必要がある。</p>	
3. 効果とコストとの関係に関する分析	
<p>A. 総便益 ; 597.49 億円 B. 総費用 ; 517.98 億円</p> <p>費用便益比 ; $A/B = 1.15$</p>	
4. 評価結果	
工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、本事業は継続的に補助対象とすることが妥当である。	